

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 7 月 1 日

東京地方裁判所立川支部民事第 4 部

裁判所書記官 小 林 裕 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 7 月 16 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 7 月 23 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 7 月 29 日 午前 10 時 00 分 場 所 東京地方裁判所立川支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 8 月 13 日 午前 11 時 00 分 場 所 東京地方裁判所立川支部民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 7 年 7 月 30 日 午前 10 時 00 分から 令和 7 年 8 月 1 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行または損害保険会社の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 7 月 1 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	31,710,000 25,368,000	一括	6,342,000	148,206	33,394
1	6,150,000				
2	25,560,000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 清瀬市中里三丁目 |
| | 地 番 | 952番11 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 131.72平方メートル |
| 2 | 所 在 | 清瀬市中里三丁目952番地11 |
| | 家屋 番号 | 952番11 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 57.55平方メートル
2階 48.02平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 5月28日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

裁判所書記官 高 久 洋 輔

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、BITシステムの「お知らせ」メニュー内の各裁判所にある「競売ファイル・競売手続説明書」にも登載されています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 清瀬市中里三丁目 |
| | 地 番 | 952番11 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 131.72平方メートル |
| 2 | 所 在 | 清瀬市中里三丁目952番地11 |
| | 家屋 番号 | 952番11 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 57.55平方メートル
2階 48.02平方メートル |



令和6年(ケ)第320号
令和7年1月28日受理
令和7年2月28日提出
(評価人 大和田公一)

現況調査報告書

東京地方裁判所立川支部
執行官 林 崎 雄 彦 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 清瀬市中里三丁目 |
| | 地 番 | 952番11 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 131.72平方メートル |
| 2 | 所 在 | 清瀬市中里三丁目952番地11 |
| | 家屋 番号 | 952番11 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 57.55平方メートル
2階 48.02平方メートル |



不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり		
住 居 表 示	東京都清瀬市中里三丁目 9 5 2 - 1 1 (住居表示未実施)		
土 地	物件 1		
現 況 地 目	☒ 宅地 (物件 1) ☐ 公衆用道路 (物件) ☐ (物件)		
形 状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
そ の 他 の 事 項			
建 物	物件 2		
種類、構造及び 床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる (☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種 類 : ☐ 構 造 : ☐ 床面積 :		
物件目録にない 附 属 建 物	☒ ない ☐ ある — ☐ 種 類 : ☐ 構 造 : ☐ 床面積 :		
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
そ の 他 の 事 項			
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	☒ ない ☐ ある ☐ 地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 ☐ 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
A (占有補助者)	1 本件不動産の所有者は夫にあたる。同人は、職場に移り住んでいる。夫は破産宣告をして管財人も選任されたと聞いている。 2 私は子どもを連れて、実家で生活しているが、たまに必要なものを取りに本件建物に来ることがある。臨場日時通知書も、その際に、気がついた。 3 以前は、猫を二匹建物内で飼育していた。建物に猫のひっかき傷はないと思う。洗面所の扉と収納の扉がぶつかることがあり、それが不満であった。2階寝室横のクローゼットからの音が気になったことがある。キッチン下の収納引き出しにグラつきがある。建物全体の遮音性が低く、近隣の音がよく聞こえた。1階リビングは底冷えするので、フロアカーペットを敷いている。 (令和7年2月18日面接聴取)

執行官の意見

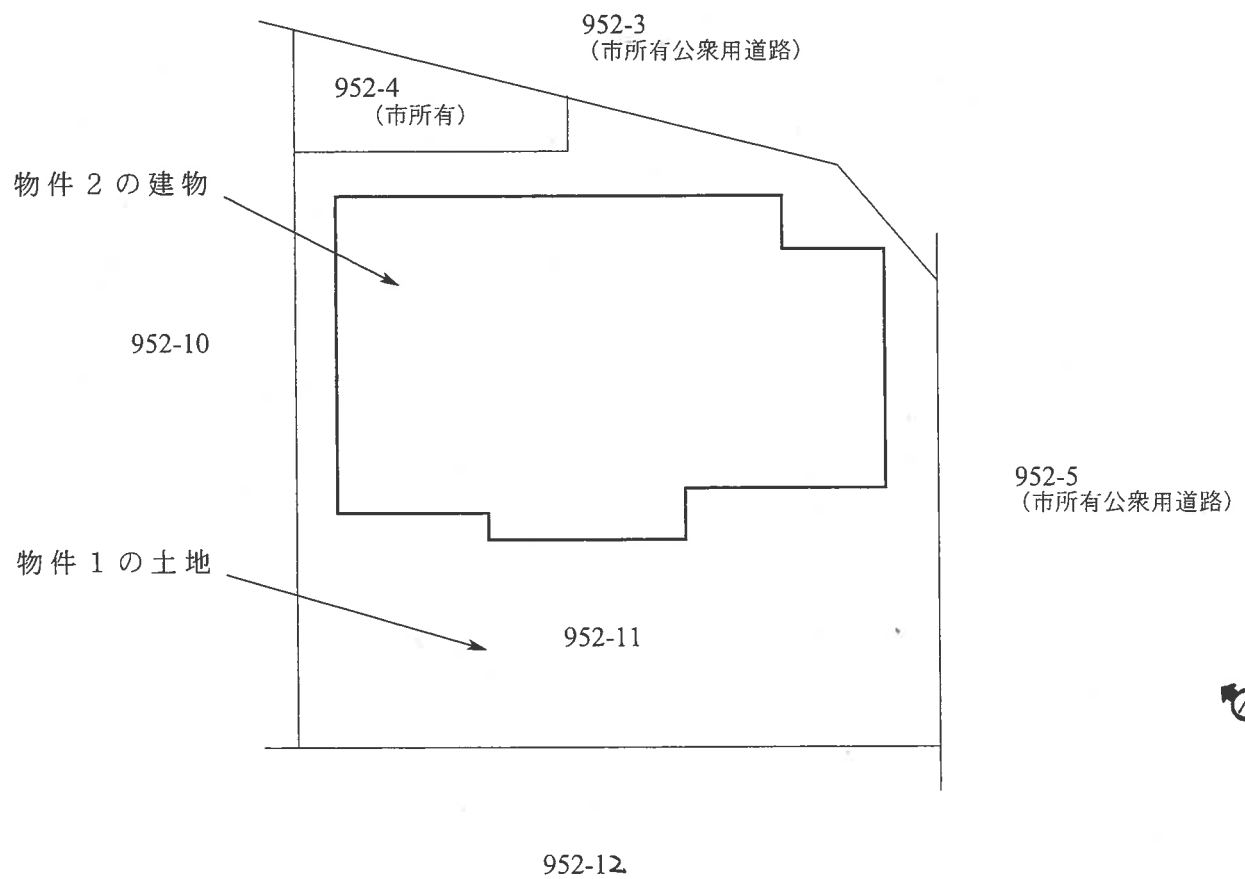
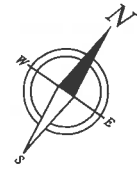
- 1 本件各物件の状況は、土地建物位置関係図、間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 関係人の陳述及び次の事由から、前記のとおり占有者及び占有状況を認定した。なお、本件建物に居住する者はないが、建物内に一定の動産が残置されていること、所有者の妻が定期的に訪れていることから、空家との判断はしなかった。
 - (1) 表札には、所有者の氏が表示されていた。
 - (2) ライフライン照会の結果、所有者名義で水道供給契約がある旨の回答があった。
 - (3) 所有者に対し照会書を郵送したが、期限を経過するも回答がない。

以上

(調査経過用)

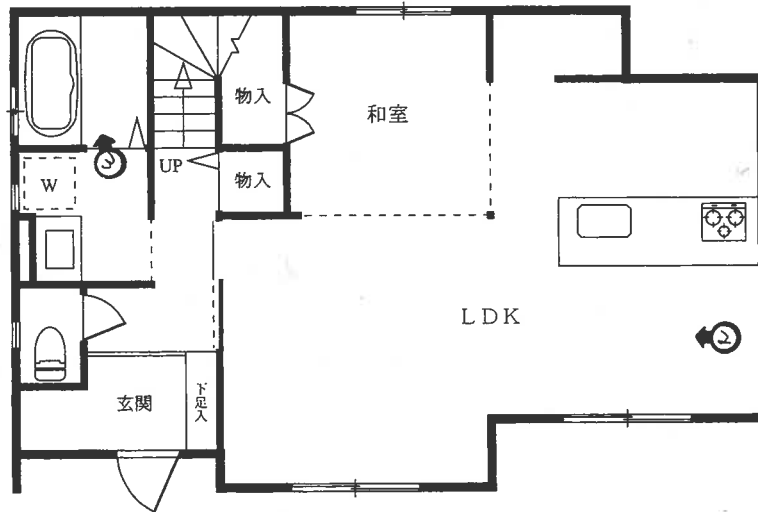
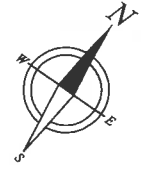
調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和 7 年 1 月 24 日 : - :	当庁	ライフライン照会書郵送, 不動産登記情報取得
令和 7 年 1 月 30 日 12:30-12:45	物件所在地	物件特定, 物件概況調査, 外観写真撮影, 臨場日時通知書差置
令和 7 年 2 月 4 日 : - :	当庁	所有者に対し照会書郵送
令和 7 年 2 月 18 日 10:45-11:05	物件所在地	物件調査, 立入(全室)調査, 占有調査, 写真撮影, 図面作成, 評価人同行, 関係人から陳述聴取
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ■ 令和 7 年 2 月 18 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり
(5 枚目)

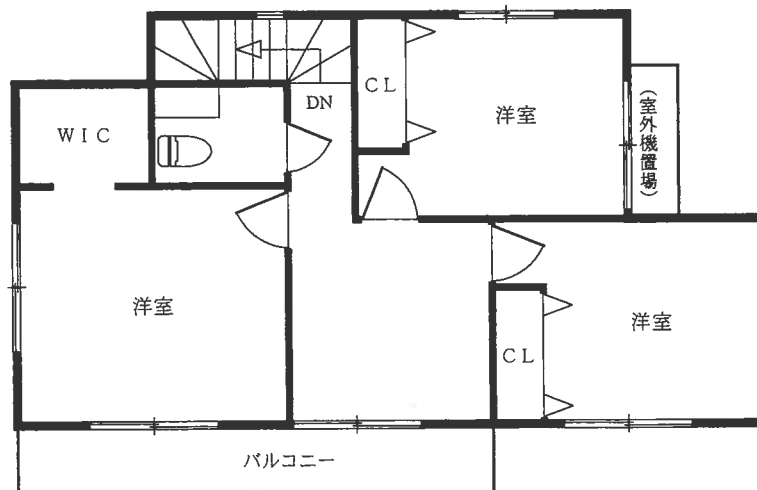


(間取図)

令和 6 年 (ケ) 第 3 2 0 号



1 階



2 階

←○ 写真撮影位置 と方向

1



2



3



(8 枚目)

令和6年（ケ）第320号
令和7年2月18日現地調査
令和7年3月21日評価

東京地方裁判所立川支部
民事第4部不動産執行係 御中

評 価 書

評価人 大和田 公一

第1 評価額

一 括 価 格	
金 31,710,000円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 6,150,000円
物件2（建物）	金 25,560,000円

- 1 一括価格は、物件1及び2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり		同 左
2	次頁物件目録記載のとおり		同 左
番号	特 記 事 項		
	特になし		

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 清瀬市中里三丁目 |
| | 地 番 | 9 5 2 番 1 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 3 1. 7 2 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 清瀬市中里三丁目 9 5 2 番地 1 1 |
| | 家屋 番号 | 9 5 2 番 1 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 7. 5 5 平方メートル
2 階 4 8. 0 2 平方メートル |



第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件1)

位 置 ・ 交 通	西武池袋線「清瀬」駅の北方約1.6km（道路距離）、徒歩約20分、最寄りバス停まで徒歩約2分に位置する（附属資料「位置図」参照）。	
付 近 の 状 況	近隣は、戸建住宅のほかに農地も見られる住宅地域である。小・中学校、市役所、コンビニエンスストア、スーパーストア、診療所、郵便局等の便益施設は徒歩圏内に存する。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を考 慮しない一般的な 規制)	都市計画区分 用途地域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 50% 100% 準防火地域 第1種高度地区、建築物の高さの限度10m 敷地面積の最低限度120㎡、日影規制（二） 宅地造成等工事規制区域 東京都景観条例（一般地域） 周知の埋蔵文化財包蔵地※（清瀬市No34遺跡） ※ 清瀬市郷土博物館によると、物件1土地は調査済であるが、建替えや土木工事等を行う場合には文化財保護法に基づく届出が必要であるとのこと。
画 地 の 状 況	地 積 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢 そ の 他	131.72㎡（登記地積）※地積測量図が存する。 略整形 北東側間口約8.7m・奥行約11.6m 略北側間口約5.2m・奥行約12.4m 隅切り部分の間口約3m 地域内は北向き緩傾斜の地勢であり、物件1土地の北東側は道路に沿って緩やかに傾斜している。駐車スペースは北東側市道と等高であるが、敷地北側は道路から0.2～0.5m程度高く位置する。 敷地の南東側に駐車スペースがある。
接面道路の状況等	北東側が幅員約6mの舗装市道とほぼ等高に、略北側が幅員約5mの舗装市道に0.2m～0.5m程度高く接面する角地。 ※ 北東側、略北側道路とも建築基準法上は第42条1項1号、及び第42条1項2号に指定されている。	
土 地 の 利 用 状 況 等	・ 物件1土地は、物件2建物の敷地として利用されている。 ・ 建物の配置は、附属資料「建物図面・各階平面図写」のとおり。	

供給処理施設 (基本的には敷地内への引き込みの有無を基準としている)	上水道 都市ガス 下水道	あり あり あり
土地の履歴等	昭和50年版、昭和63年版、平成4年版、平成21年版の住宅地図によると、いずれの年代も物件1土地上に建物が存した記載はなく、農地等であったものと推察される。 不動産登記記録による地歴調査では、代々、個人が所有していた元番の土地（地番952番1）を令和元年9月に不動産業者が購入、宅地開発後の物件1土地を本件土地所有者が購入しており、過去に土壌汚染が疑われる所有者等の端緒はみられない。	
特記事項	① 物件1土地は開発許可を受けて造成された開発区域内にあり、検査済証の交付記録がある。 なお、東京都においては「盛土規制法」による規制が令和6年7月31日より開始され、当地域も宅地造成等工事規制区域に指定されたが、物件1土地に係る宅地開発は、それ以前の令和元年から令和2年にかけて行われたものである。 ② 物件1土地の北西側で隣接する地番952番4土地は、宅地開発時には清掃施設として整備された土地であるが、清瀬市のゴミ収集は令和2年10月から戸別収集に切り替わっており、当該土地は現在、資源物集積所として利用されている。 ③ 物件1土地は「清瀬市洪水ハザードマップ」における浸水想定区域には指定されていない。浸水履歴については、清瀬市に備付けの「東京都過去の水害記録」によると、昭和49年から令和2年迄で、中里3丁目における水害の記録が1件あるが、具体的な地番までは公表されていない。	

2 建物の概況及び利用状況 (物件2)

区 分	主である建物	
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建築年月日(登記記載) 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	令和2年10月14日新築 約4年 約26年
仕 様	構 造 屋 根 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	木造2階建 スレートぶき サイディング等 クロス貼等 クロス貼等 フローリング、畳等 台所、洗面台、浴室、トイレ(2)等 ※設備の動作確認は行っていない。 2階南西側にバルコニーがある。
床面積(現況)	1階 2階 延べ	57.55 m ² 48.02 m ² 105.57 m ²
現 況 用 途 等	現 況 用 途 間 取 り	居宅 4LDK+WIC(ウオークインクローゼット) 〔1階〕LDK、和室、洗面室、浴室、トイレ等 〔2階〕洋室(3)、トイレ等 ※2階南西側の洋室にWICがある。 2階廊下にフリースペースがある。
品 等	中位	
保守管理の状況	やや劣る	
建物の利用状況	・建物所有者が、本建物を居宅として使用している。 ・占有減価等の要因はない。	

特 記 事 項	① 建物の検査済証の発行記録あり。 ② 建物の外部は、外観上は概ね経年相応の劣化・自然的損耗と見受けられる。 ③ 建物の内部は、日常使用に伴う水廻りの汚れ、クロスの一部に汚れ等が認められたが、全体的には概ね経年相応の汚れ・劣化等と認められる。 建物所有者の妻Aに建物と設備の不具合等について聴聞したところ、以前は猫二匹を建物内で飼育していたが、猫による引っ掻き傷はないと思う。洗面所の出入口のドアと収納の扉がぶつかることがあり、出入口のドアを外しロールカーテンを利用している。2階寝室横のクローゼットからの音が気になったことがある。キッチン下の収納引き出しにグラつきがある。建物全体の遮音性が低いと感じており、近隣の音がよく聞こえる。1階リビングは底冷えするので、フロアカーペットを敷いている等の陳述があった。 室内は、衣類や私物が床に散在しているほか、家財道具等により床面や内装の状態を具体的に確認することが困難な部分もあった。したがって、買受後に不測の費用負担が生じる可能性もあるため留意を要する。
---------	--

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	更地価格		地 積 ウ	建付 減価 エ	建付地価格 オ
	標準画地価格 ア	個別格差 イ			
1	187,000円/㎡	× 1.04	× 131.72㎡	× 1.00	= 25,620,000円

※総額(円)については、1万円未満四捨五入とした。(以下同じ)

ア 標準画地価格：下記の規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。なお、標準画地は、近隣において、土地の概況（間口、奥行、規模等）及び利用状況等が標準的な中間画地を想定した。

【 公示地 （清瀬－5） 】

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{公示価格} & & \text{(時点修正)} & \text{(標準化補正)} & \text{(地域格差)} & & \text{(規準価格)} \\
 192,000\text{円/㎡} & \times & \frac{100}{100} & \times \frac{100}{105} & \times \frac{100}{98} & = & 187,000\text{円/㎡} \\
 & & & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)}
 \end{array}$$

時 点 修 正：令和7年1月1日から評価日までの推定変動率である。

標準化補正：方位(南) +5% 公示地の標準化補正を考慮（北方位を標準）。

地 域 格 差：公示地の所在地域と対象不動産の所在地域を比較して、交通接近条件・街路条件・環境条件・行政的条件等を総合的に考量して判定した。

イ 個 別 格 差：下記の個別的要因を考慮して個別格差率を査定した。

- ・方位（北東）+1%
- ・角地 +3%

$$\text{相乗積} (1.01 \times 1.03 \div 1.04)$$

$$\underline{\underline{\text{個別格差率} \quad 1.04}}$$

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：敷地と建物の適応状態を考慮した結果、要しないものと判定した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 ア	現況延床面積 イ	現価率 ウ	建物価格 エ
2	160,000円/㎡	× 105.57㎡	× 0.83	= 14,020,000円

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：登記数量による。

ウ 現 価 率：建物の現況を考慮のうえ、残価率、経済的残存耐用年数を下記のとおり判定し、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用して、現価率を求めた。

- ・経済的残存耐用年数は、物理的・機能的・経済的観点から建物の現況及び地域的特性の推移・動向等を考慮して査定したもので、税務上の耐用年数とは一致するものではない。
- ・観察減価については、建物の経過年数、建物の保守管理の状態、建物の状態、設備の旧式化・陳腐化等による機能的要因による減価、中古建物の市場性、観察不能部分の不測の減価等を総合的に比較考量して判定した。

残価率	5%
経過年数	約4年
経済的残存耐用年数	約26年
観察減価率	5%

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{残価率} & & \text{耐用年数に基づく方法} & & \text{観察減価} & & \text{現価率} \\
 0.05 & + & (1 - 0.05) \times \frac{26\text{年}}{4\text{年} + 26\text{年}} & \times & (1 - 0.05) & = & 0.83 \\
 & & & & & & \text{(小数第3位を四捨五入)}
 \end{array}$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を決定した。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 ウ
1	25,620,000円	× 0.7	法定地上権	= 17,930,000円

ア 建 付 地 価 格 : 前記 1. ①. オ

イ 土地利用権等割合 : 売却により法定地上権が成立するものと解される。法定地上権割合は、近隣における借地権の取引慣行、課税上の割合等を参考に、建物の性質等、地上権としての特性等を勘案して判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額
1	25,620,000円	－ 17,930,000円		×1.0	×0.8	= 6,150,000円
2	14,020,000円	＋ 17,930,000円	×1.0	×1.0	×0.8	= 25,560,000円
一括価格（合計）						31,710,000円

ア 基礎となる価格 : 前記 1

イ 土地利用権等価格 : 上記 2. ①. ウ

ウ 占有減価修正 : 必要なし

エ 市場性修正 : 必要なし

オ 競売市場修正 : 「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮して修正を行った。

第6 参考価格資料

[指標とした公示価格等]

【 公示地 (清瀬 - 5) 】

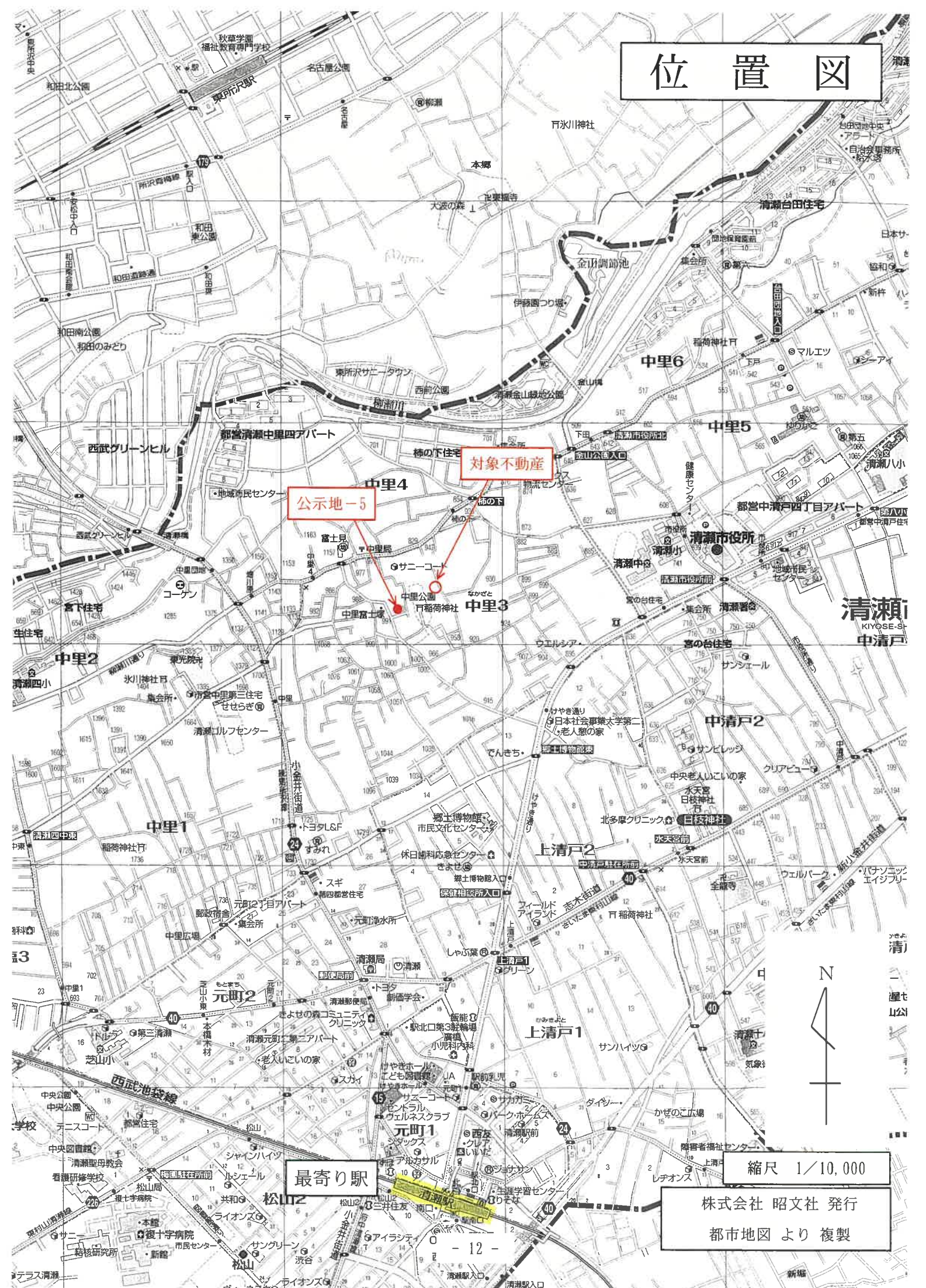
価 格 時 点	令和7年1月1日
所 在 ・ 地 番	清瀬市中里3丁目970番13外
1 m ² 当たりの 価 格	192,000円/m ²
地 積	120m ²
供 給 処 理 施 設	水道、ガス、下水
前 面 道 路 の 状 況	南5m市道
交通施設との接近状況	「清瀬」駅 1,500m
法 令 上 の 制 限	第1種低層住居専用地域(50, 100)、準防火地域
周辺土地の利用の現況	小規模の戸建住宅が建ち並ぶ住宅地域

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写

以 上

位置図



公示地-5

対象不動産

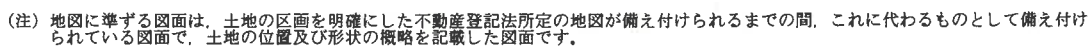
清瀬
KIYOSE-SH
中清戸

縮尺 1/10,000

株式会社 昭文社 発行
都市地図 より 複製

最寄り駅

イ	957-3	ハ	952-1	ホ	928-1	ト	930-16	リ	930-4	ル	972-16
ロ	928-5	ニ	922-6	ヘ	928-2	チ	930-1	ヌ	966-6	ツ	972-16



中里3丁目

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

A 3をA 4に縮小

- 13 -

ヲ 968-3
ワ 968-6
カ 970-17
コ 道

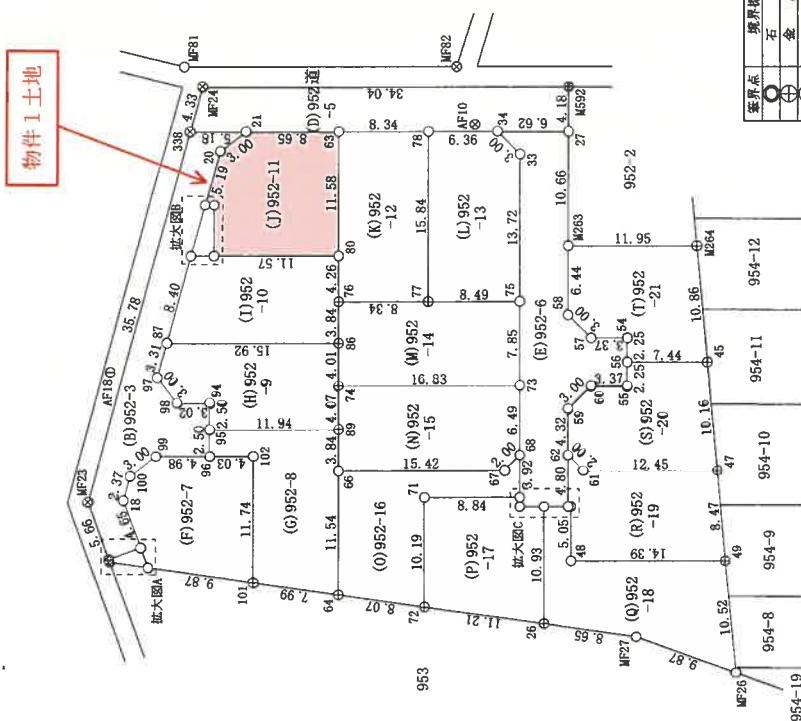
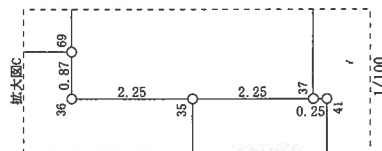
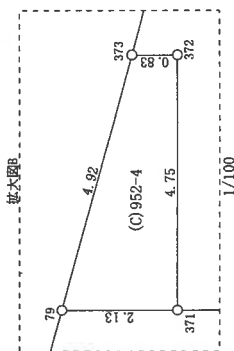
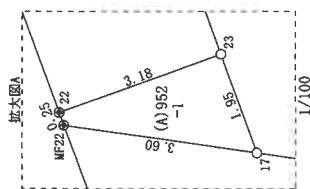
A 3 を A 4 に縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年2月13日 東京法務局田無出張所

A 3をA 4に縮小

地積測量圖

地番	952-1、952-3 ないし952-21
土地の所在	清瀬市中里三丁

 $\frac{1}{3}$ 

境界点	境界線の種類
●	石
+	金 属 標
○	コンクリート杭
○	刻 印
×	金 属 板
○	フラスカシタ杭
⊕	計 算 点

測地系	托堂鎮(世界測地系(海地高度2000))
座標系	IX系
縮尺係數	0.999910
測量年月日	令和2年3月6日

「管理者によるパラメータ変換又は再測量は行われていない(測地成果2000)」

作成者

(令和2年3月9日作成)

申請人

500

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和7年2月13日 東京法務局田無出張所

A3をA4に縮小

地 積 測 量 図

952-1、952-3
ないし952-21

地 番

清瀬市中里三丁目

土地の所在

座 標 求 積 表

地番	(A) 952-1	(Xn+1 - Xn-1)Yn
測点	Xn	Yn
MF22	-23867.510	-23837.564
22	-23867.316	-23837.399
23	-23869.371	-23838.972
17	-23870.867	-23836.238
		倍面積
		7. 043571
		地積
		3.52 m ²

地番	(B) 952-3	(Xn+1 - Xn-1)Yn
測点	Xn	Yn
22	-23867.316	-23837.399
23	-23869.371	-23838.972
18	-23865.817	-23831.963
100	-23879.668	-23837.900
99	-23866.390	-23837.900
96	-23870.714	-23837.426
95	-23869.471	-23837.254
94	-23868.228	-23837.083
98	-23865.600	-23837.587
97	-23862.831	-23837.420
87	-23862.002	-23837.213
79	-23859.898	-23835.079
373	-23858.664	-23834.309
20	-23857.364	-23834.283
21	-23858.531	-23834.515
338	-23854.030	-23834.091
MF23	-23862.992	-23833.738
		倍面積
		334.682899
		地積
		167.3414495
		167.34 m ²

地番	(C) 952-4	(Xn+1 - Xn-1)Yn
測点	Xn	Yn
79	-23859.898	-23835.079
371	-23861.754	-23835.017
372	-23859.393	-23833.892
373	-23858.664	-23834.309
		倍面積
		14.155290
		地積
		7.0776450
		7.07 m ²

地番	(D) 952-5	(Xn+1 - Xn-1)Yn
測点	Xn	Yn
338	-23854.030	-23834.091
21	-23858.531	-23834.515
63	-23866.047	-23834.214
78	-23873.293	-23833.067
34	-23878.819	-23834.905
27	-23884.572	-23831.613
MF592	-23882.494	-23827.983
MF24	-23852.944	-23834.892
		倍面積
		289.616022
		地積
		144.8080110
		144.80 m ²

地番	(E) 952-6	(Xn+1 - Xn-1)Yn
測点	Xn	Yn
34	-23878.819	-23834.905
33	-23881.718	-23835.694
75	-23888.533	-23847.604
73	-23892.435	-23854.423
68	-23895.663	-23860.064
69	-23897.610	-23863.467
36	-23898.044	-23862.13525
35	-23899.999	-23863.107
37	-23901.954	-23861.988
62	-23899.566	-23857.816
59	-23897.417	-23854.061
60	-23898.206	-23851.162
55	-23901.139	-23848.483
56	-23900.021	-23847.529
54	-23898.902	-23845.574
57	-23895.969	-23847.253
58	-23893.070	-23846.464
M263	-23889.870	-23840.738754
27	-23884.572	-23833.613
		倍面積
		378.364709
		地積
		189.18
		189.18 m ²

地番	(F) 952-7	(Xn+1 - Xn-1)Yn
測点	Xn	Yn
17	-23870.867	-23836.238
23	-23869.371	-23834.972
18	-23865.817	-23831.963
100	-23865.224	-23837.900
99	-23866.390	-23837.900
96	-23870.714	-23837.426
102	-23874.218	-23837.421
101	-23880.060	-23832.613
		倍面積
		240.220978
		地積
		120.11
		120.11 m ²

地番	(G) 952-8	(Xn+1 - Xn-1)Yn
測点	Xn	Yn
101	-23880.060	-23832.613
102	-23874.218	-23837.426
96	-23869.471	-23837.254
89	-23879.641	-23836.320
66	-23881.751	-23839.657
64	-23887.485	-23837.676
		倍面積
		127.3258305
		地積
		127.32
		127.32 m ²

地番	(H) 952-9	(Xn+1 - Xn-1)Yn
測点	Xn	Yn
95	-23859.471	-23872.254
94	-23868.228	-23870.083
98	-23865.600	-23871.587
97	-23862.831	-23870.420
87	-23862.002	-23867.213
86	-23875.825	-23859.303
74	-23877.819	-23852.787
89	-23879.841	-23856.320
		倍面積
		240.229689
		地積
		120.1143445
		120.11 m ²

地番	(I) 952-10	(Xn+1 - Xn-1)Yn
測点	Xn	Yn
87	-23862.002	-23867.213
86	-23875.825	-23859.303
76	-23873.917	-23855.968
80	-23871.800	-23852.269
371	-23861.754	-23858.017
79	-23859.079	-23851.582
		倍面積
		240.210907
		地積
		120.1054535
		120.10 m ²

地番	(J) 952-11 (物件1土地)	(Xn+1 - Xn-1)Yn
測点	Xn	Yn
371	-23861.754	-23858.017
372	-23859.393	-23853.892
373	-23858.664	-23854.309
20	-23857.364	-23849.283
21	-23858.531	-23846.515
63	-23866.047	-23842.214
80	-23871.800	-23832.269
		倍面積
		263.454305
		地積
		131.7271525
		131.72 m ²

地番	(K) 952-12	(Xn+1 - Xn-1)Yn
測点	Xn	Yn
80	-23871.800	-23852.269
63	-23866.047	-23842.214
77	-23873.293	-23838.067
78	-23881.163	-23851.821
76	-23873.917	-23855.968
		倍面積
		264.602836
		地積
		132.3014180
		132.30 m ²

作成者

申請人

(令和2年3月9日作成)

縮尺

令和7年2月13日
東京法務局岡田無出張所
これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

A3をA4に縮小

地積測量図

952-1、952-3
ないし952-21

清瀬市中里三丁目

座標求積表

地番	(L)952-13	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn
77		-23881.163	-28351.821	432081.752040
75		-23888.533	-28347.604	15732.920220
33		-23881.718	-28335.694	-275252.931516
34		-23878.819	-28334.905	-238721.574625
78		-23873.293	-28338.067	66424.429048
			倍面積	264.595167
			面積	132.2975835
			地積	132.29 m ²

地番	(M)952-14	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn
74		-23877.819	-28362.787	-471105.892070
86		-23875.825	-28359.303	-110658.003006
76		-23873.917	-28355.968	151364.157184
77		-23881.163	-28351.821	414390.215736
75		-23888.533	-28347.604	319534.192288
73		-23892.435	-28354.423	-303789.288022
			倍面積	-264.615190
			面積	132.3075950
			地積	132.30 m ²

地番	(N)952-15	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn
74		-23877.819	-28362.787	-357200.939478
89		-23879.841	-28366.320	111536.370240
66		-23881.751	-28369.657	433942.273472
67		-23895.137	-28361.997	394572.102264
68		-23895.663	-28360.054	-76628.892928
73		-23892.435	-28354.423	-505956.324012
			倍面積	264.589558
			面積	132.2947790
			地積	132.29 m ²

地番	(O)952-16	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn
64		-23887.485	-28379.678	376002.353822
72		-23895.000	-28376.711	69522.941950
71		-23889.935	-28367.859	74040.111990
69		-23897.610	-28363.467	162465.938976
68		-23895.663	-28360.064	-70134.438272
67		-23895.137	-28361.997	-394572.102264
66		-23881.751	-28369.657	-217084.615364
			倍面積	240.190838
			面積	120.0954190
			地積	120.09 m ²

地番	(P)952-17	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn
72		-23895.000	-28376.711	-439640.383523
71		-23889.935	-28367.859	74040.111990
69		-23897.610	-28363.467	229999.353903
36		-23898.044	-28364.225	1733525.133525
35		-23899.999	-28363.107	209433.102088
26		-23905.428	-28372.595	-141834.602405
			倍面積	-240.204422
			面積	120.1022110
			地積	120.10 m ²

地番	(Q)952-18	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn
35		-23899.999	-28363.107	-98533.433718
37		-23901.954	-28361.988	61630.599924
41		-23902.172	-28361.863	77371.162264
48		-23904.682	-28366.248	425550.452496
49		-23917.174	-28359.100	525550.841200
MF26		-23923.214	-28367.725	-104705.272976
MF27		-23913.483	-28369.416	-504578.432976
26		-23905.428	-28372.595	-382576.070980
			倍面積	-290.154765
			面積	145.0773825
			地積	145.07 m ²

地番	(R)952-19	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn
48		-23904.682	-28366.248	425550.452496
49		-23917.174	-28359.100	216351.573900
47		-23912.311	-28352.156	-444391.683144
61		-23901.500	-28358.343	-361427.081535
62		-23899.566	-28357.816	12874.448464
37		-23901.954	-28361.988	73911.340728
41		-23902.172	-28361.863	77371.162264
			倍面積	240.203173
			面積	120.1015865
			地積	120.10 m ²

地番	(S)952-20	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn
61		-23901.500	-28358.343	-361427.081535
62		-23899.566	-28357.816	-115784.962728
59		-23897.417	-28354.061	-38561.522960
60		-23898.206	-28351.162	105523.024964
55		-23901.139	-28349.483	51454.311645
56		-23900.021	-28347.529	151432.499918
45		-23906.481	-28343.832	348345.695280
47		-23912.311	-28352.156	-141222.089036
			倍面積	-240.124452
			面積	120.0622260
			地積	120.06 m ²

地番	(T)952-21	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn
56		-23900.021	-28347.529	-214845.922291
54		-23898.902	-28345.574	-114856.265848
57		-23895.969	-28347.253	-165321.179496
58		-23893.070	-28346.464	-172885.053936
MF23		-23889.870	-28340.873	203487.468140
MF24		-23900.250	-28334.933	470671.572063
45		-23906.481	-28343.832	-6490.737528
			倍面積	-240.148896
			面積	120.0744480
			地積	120.07 m ²

合計 2406.0291640

基準点・引照点等座標一覧表

測点名	X座標	Y座標	備考
AF10	-23876.708	-28335.405	測
AF18	-23858.843	-28372.233	人主測印
MF21	-23850.591	-28344.141	市コンクリート杭
MF22	-23872.556	-28331.572	測

作成者

(令和2年3月9日作成)

申請人

縮尺

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年2月13日 東京法務局田無出張所

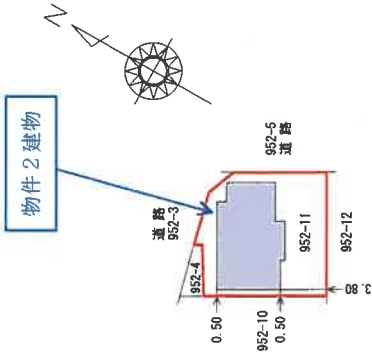
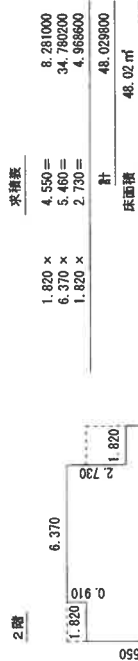
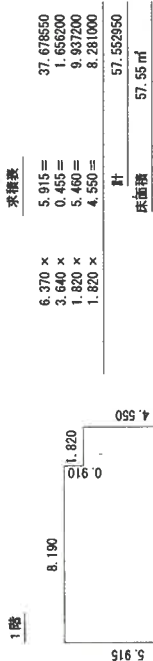
A3をA4に縮小

各階平面図

建物図面

家屋番号 952番11

建物の所在 清瀬市中里三丁目952番地11



作成者

(令和2年11月13日作成)

縮尺

1/250

申請人

縮尺

1/500